

人事院の動きと、 勧告制度の問題点は？

私たち、自治体労働者の賃金はどのように決定されているのでしょうか？

地本通信7号において「春闘の結果が私たち自治体職員賃金決定の指標となる人事院勧告に影響を及ぼしますので・・・」と記載しました。

なぜ、民間の賃金確定闘争である春闘が私たちの賃金決定に影響するのか、5～6月頃の賃金に関する動きについて説明します。



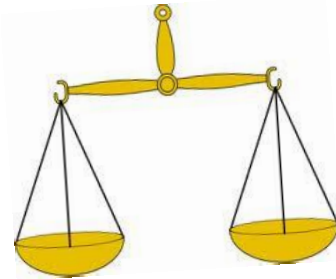
人事院は、例年、8月に行う賃金に関する勧告をするにあたり、毎年、民間賃金と国家公務員賃金との比較調査、「民間給与実態調査」を実施します。この調査は毎年5～6月にかけて行われる調査で、企業規模50人以上の事業所から抽出して実地調査し、4月分の賃金を算出します。対象者はおよそ50万人になります。

また、国家公務員についても同時期に対象者約26万人に給与実態調査が行われます。

調査内容は、「賞与及び臨時給与の総額」や「毎月決まって支給する給与の支給総額」、「手当」などいくつかの調査項目に従って実施されます。



これらの調査結果から出される、民間賃金と国家公務員賃金との差によって、8月に人事院は国家公務員の賃金のプラス改定かマイナス改定か据え置きかの勧告を出します。



ただしここで問題があります。人事院では、2005年以前は調査対象の企業規模を100人以上の企業としていたのに対し、2006年からは50人以上の企業を対象としました。企業規模が小さくなるということは、おのずと賃金水準は低くなり、結果、給料表（俸給表）の水準が低く抑えられることになってしまいました。

また、比較すべき給与項目の中には、地方自治体では支給されない「本府省業務調整手当」や「広域異動手当」、道内で札幌市のみ支給されている「地域手当」が含まれています。私たちには支給されない手当を含めて算出し、比較しているのです。

その比較結果により出された人事院勧告を地方自治体が参考にし、多くの自治体が勧告通り給料表を改定しているのが実情です。

このような状態では、人事院勧告は労働基本権の代替措置として職員の意見を反映しているとは言えないのではないのでしょうか？

自治労後志地方本部は、第24回参議院議員選挙に「えさきたかし」さんを組織内候補として推薦決定しています。

